

令和6年度森林整備保全事業の工事費算定に係る間接工事費動向調査検討業務仕様書

1. 事業名

令和6年度森林整備保全事業の工事費算定に係る間接工事費動向調査検討業務

2. 目的

竣工した森林整備保全事業を対象として、工事受注者の完成工事原価等の資料から、実際に工事に要した積算項目のうち、共通仮設費及び現場管理費（以下「間接工事費」という。）の費用を明確化することで、現在、積算に適用している間接工事費率の妥当性を検証し、積算に関する基礎資料を作成することを目的とする。

3. 業務の履行期間

委託契約締結日から令和7年3月7日（金）までとする。

4. 内容

- (1) 本業務の調査対象工事は、森林整備保全事業の治山・地すべり工事、森林整備 A・B、林道工事及び林業専用道工事である。
- (2) 令和6年度に竣工する調査対象工事の間接工事費の費用に関するデータを収集するため、過年度に作成した間接工事費動向調査実施要領及び間接工事費調査票を令和6年7月末日までに令和6年4月に改正された森林整備保全事業積算要領に基づき調製する。
- (3) 令和6年8月以降、委託者から森林管理局及び都道府県を通じて配布された間接工事費調査票を受領した工事受注者等からの調査票に関する問合せ等の対応及び調査票記入に係る支援を行う。
- (4) 令和5年度に発注者が工事受注者から回収した間接工事費調査票について、記入内容の確認、必要に応じて工事受注者への問合せ等調査データを整理・集計を行う。
- (5) 令和2～4年度の本調査業務において収集した調査データと（4）で整理・集計した調査データと合わせて調査対象工事ごとに解析した上で、現行の間接工事費率の妥当性について検証を行い、令和6年8月末日までに結果を報告する。
- (6) これまでの調査手法及び結果を踏まえて、調査対象工事における間接工事費の実態をよりの確に反映し、調査精度の向上に資する新たな調査手法を検討する。併せてそれに対応した調査票を作成する。

5. 成果物

成果物として4の業務内容について取りまとめた調査報告書（調査結果概要を含む）10部、電子記録媒体2部を次の場所に納品すること。

なお、電子記録媒体（CD-R又はDVD-R）は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出すること。

場所：林野庁森林整備部計画課施工企画調整室施工技術班積算基準係
（別館7階 ドア No. 別712）

6. 前年度の調査報告書の閲覧貸与

入札希望者から申し出があれば、前年度以前の調査報告書（写）を閲覧貸与できるものとする。なお、閲覧貸与期間は、入札書、提案書等の提出期限までとする。

7. 打合せ

受託者は、業務の実施に当たって、発注者と十分協議の上で実施するものとする。

打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

- (1) 業務着手段階
- (2) 業務中間段階（3回）
- (3) 報告書とりまとめ段階

8. その他

- (1) 受託者は、定期的に業務の遂行状況、経費の執行状況等を報告するほか、林野庁担当者の求めに応じて報告を行い、適切な委託費の執行に努める。
- (2) 事業の目的を達成するために、林野庁担当者は、業務状況、進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (3) 本事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、林野庁担当者と受託者が協議を行うものとする。
- (4) 本業務の履行に際して知得した秘密を第三者に洩らし、又は利用してはならない。
- (5) 本業務における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算出等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。
- (6) 受託者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。